

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町景観条例（平成１６年ニセコ町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項中「ニセコ町環境審議会」を「ニセコ町都市計画審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成３０年１０月１日から施行する。

改正の理由

本条例における環境対策については、都市計画法に定められている事項であるが、条例制定時は環境審議会しかなかったため、意見聴取先として環境審議会としていた。しかし現在、所掌事務において、都市計画に関することの審議が規定されている都市計画審議会が設置されているため、本条例における意見聴取先として都市計画審議会が妥当と判断し、条例の一部改正を行う。

ニセコ町まちづくり基本条例第５４条の規定による住民参加の状況

平成３０年５月２３日開催のニセコ町都市計画審議会において、改正案を提示・説明し、当審議会から了承を得ている。

平成３０年６月１１日開催のニセコ町環境審議会において、改正案を提示・説明し、当審議会から了承を得ている。

平成３０年８月１６日から８月３０日までニセコ町ホームページ及び役場建設課にて改正案を縦覧し意見聴取する。